生活困窮者住居確保給付金支給申請書								
	フ	リガナ		フクオカ ヨシコ				
	D氏	: 名				福岡」		
②生年月日				昭和・平成 ●●年 ●●月 ●●日 満(●●)歳				
③電話番号					•••-		④性別	男 · 女
⑤次の(1)又は(2)の場合であること (いずれか該当する方に記載)								
	,	1)離職又は	廃業した					
		離職等の時期		平成・令和●●年●●月●●日 ている日付と会社名				
		離職等した事		株式会社●●●●●				
				「っていないが,収入が減少し,こうした状況と同程度の状況にある フリーでスポーツジムインストラクターをしているが、契約しているスポーツジ				
		収入を得る機会の減少		カリーでスポーツシムインストラクターをしているが、契約しているスポーツシームが一部休業することになり、週4~5日の活動から週2~3日程度となった。				
申立事項		の状況						
				†を主と	して維持してい	たこと又は申記	青月において維持	 もしていること
		離職等前の雇用 等、世帯の生計		平成・令和●●年●●月から株式会社●●●●●に勤務し、離職				
		にかかる状況		9 るまで世帝王として生計を維持していた。				
	<u> </u>		(,	2) のいずれかに該当していること (いずれか該当する方に記載)				
	(1)住居を喪失して住居を喪失した時期						
		, ,						
		喪失した住居の住所		賃貸借契約書の記載にあわせて記入				
	(現在の状況		ナンスカボキファル				
	(おそれがあること				
		現在の住所		福岡市●●区●●町●ー コーポ天神●●●号室				
		住居の家主等		●●不動産株式会社 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				
		喪失するおそれ		40,000円 一 費などは含めない				
		る住居の家賃行現在の収入状況		貝なこは古めない				
		居喪失のおそれがある		平成・令和●●年●●月に離職し、求職活動を行っているが決定に 至らず、現在収入もなく住居を失うおそれがある。				
	_	理由、状況等						
	8					収入及び預貯金	金等が次のとお	りであること
		フリガナ エタ	フクオカ ヨシコ 一		フクオカ タロウ ケロタ	フクオカ ノソミ	フクオカ ケン 一	合計
		氏名	福岡良子		福岡太郎	福岡希	福岡健	
		続柄	本人		長男	長女	次男	
		性別	女		男	女	男	
		生年月日	昭和●年●月●日		平成●年●月●日	平成●年●月●日	平成●年●月●日	
		収入(月額)	57,820 円		35,000 円	O円	O円	92,820 円
		預貯金	21,428 円		1,158 円	5,000円	O円	27,586円
		現金	30	0,000円	1,500円	O円	O円	31,500円

上記の申立事項におります。生活困窮者自立支援法施行規則(以下「則」という。)第13条の規定により、必要書類を添えて所持金者住居確保給付金(以下「住居確保給付金」という。)の支給を申請します。

載する。雇用保険の失業等給付、児童扶養手当等各種手当も合算する。

※申請日の属する月の収入(月額)が確実に推計できる場合はその額を、変動あるときは収入の確定している直近3か月

私の個人情報が、住居確保給付金の支給並びに臨時特例つなぎ資金及び総合支援資金の融資を行うため に必要となる範囲で、則第4条第1項第2号に規定する都道府県等、公共職業安定所、社会福祉協議会及 び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて了承します。

また、裏面の注意事項について、同意します。

令和 年 月 日

福 岡 市 長様

間の平均収入を

記名押印又は署名

様式第一号(裏面) (様式1-1) (裏面)

(注 意 事 項)

1 <u>申請内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって住居確保給付金を受けたり、</u> 又は受けようとしたときは、以後住居確保給付金を受けることができなくなるばかりでなく、不正受 給した金額の全部又は一部を徴収されることとなります。

- 2 受給中は、公共職業安定所に求職の申し込みを行うとともに、誠実かつ熱心に求職活動を行う必要があります。
- 3 支給に関して必要な範囲で、法第21条に基づき、報告等を求めることがあります。
- 4 支給決定に必要な範囲で、法第22条に基づき、都道府県等から資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは離職した事業主その他関係者に対し報告を求めることがあります。
- 5 支給決定に必要な範囲で、法第22条に基づき、申請者の居住する賃貸住宅の家主等に対し入居状況 について報告を求めることがあります。
- 6 則第14条に基づく就労支援に関する都道府県等の長の指示に従わない場合は、支給を中止します。
- 7 則第17条に基づき、本給付金は賃貸住宅の家主等に直接振込等をされることにより申請者に対する 支給となります。